

# 国家公務員給与等実態調査及び 職種別民間給与実態調査の概要

人事院は、令和3年8月10日に国会及び内閣に対して勧告を行いました。この人事院勧告の基礎資料を得るため、例年どおり「国家公務員給与等実態調査」と「職種別民間給与実態調査」を実施しました。

本稿では、それぞれの調査の概要について紹介します。

## 給与局給与第一課

### 一 給与勧告

国家公務員の給与は、国家公務員法により、国会において社会一般の情勢に適應するよう随時変更するものとされ、その変更に関して人事院は勧告することを義務付けられています。

人事院は、情勢適應の原則に基づき国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っています。

なお、令和三年の人事院勧告の内容については、人事院月報令和三年九月号（人事院勧告特集号）に掲載しています。

### 二 民間給与との比較方法

民間給与との比較方法について、月例給与の比較においては、単純な給与の平均値によるものではなく、一般の行政事務を行っている国家公務員（行政職俸給表（一）適用職員）とこれに類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の民間企業従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の四月分の給与を対比させて、精密に比較しています（ラスパイレス方式）。

特別給の比較においては、民間事業所の過去一年間における特別給の支給人員及び支給総額を集計し、それを基に従業員一人当たりの平均支給額を求め、これを一人当たりの平均所定内給与で除して、支給割合（月数）を算出し、これと公務員の特別給の支給月数を比較しています。

このような比較を行うため、人事院は国家公務員と民間企業従業員双方の給与の実態を正確に把握することを目的として、毎年「国家公務員給与等実態調査」と「職種別民間給与実態調査」を実施しています。

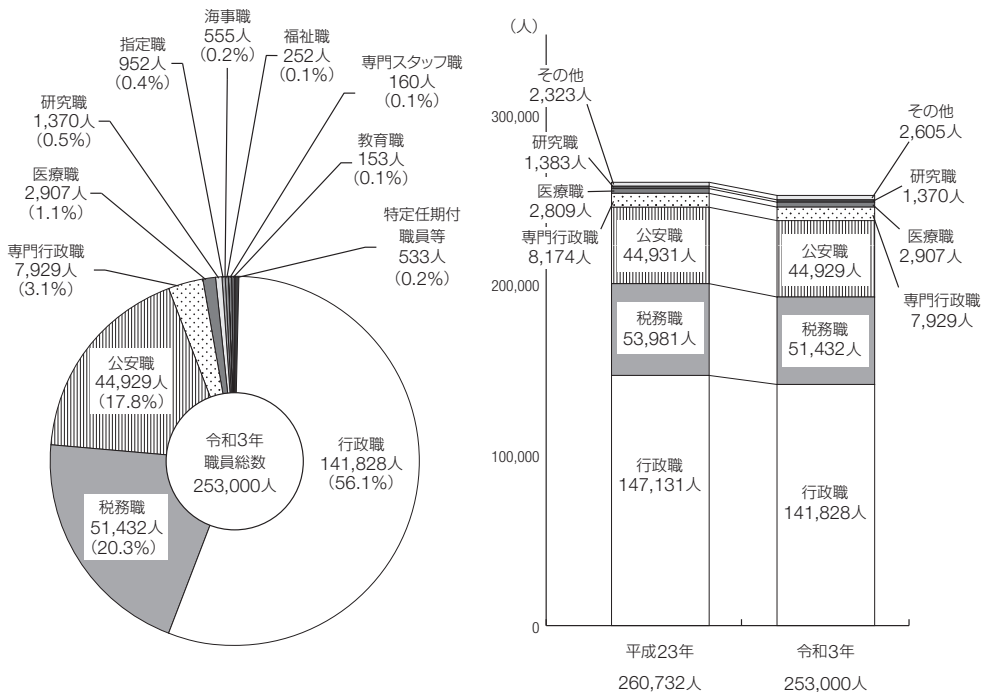
## 一 調査の概要

国家公務員給与等実態調査は、「一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）」の適用を受ける職員、「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」の適用を受ける職員及び「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、人事行政の基礎資料を得ることを目的として、毎年、各府省の協力を得て実施しています。

同調査は、原則として、各年の一月一日に在職し、かつ、同年四月一日現在においても引き続き在職する常勤の職員全員を対象としています。ただし、休職中の職員、育児休業中の職員、在外公館に勤務する職員等は除かれます。

なお、職員数等には、新規採用者（一〇、六八〇人）及び再任用職員（一六、一九五人）は含まれていません。

第1図 職種別職員数



(注) 1 職員数は、4月1日現在の在職者（新規採用者、再任用職員、在外公館に勤務する職員等は含まない。）である。  
 2 行政職のうち行政職(−)適用者の在職者は、令和3年が139,627人（55.2%）、平成23年が143,442人（55.0%）である。  
 3 特定任期付職員等は、特定任期付職員（441人）及び任期付研究員（92人）の合計である。

## 二 調査結果

### (一) 職員の在職状況等

#### ア 職員数

令和三年四月一日に在職する職員は、二五三、〇〇〇人（前年比一三二二人減）となっています。

職種別の職員数及び構成比は、行政職が一四一、八二八人（五六・一％）で最も多く、そのうち行政職（一）が一三九、六二七人（五五・二％）を占めています。次いで、税務職が五一、四三二人（二〇・三％）、公安職が四四、九二九人（一七・八％）、専門行政職が七、九二九人（三・一％）、医療職が二、九〇七人（一・一％）の順となっています。

また、職員数を一〇年前の平成二三年四月と比較すると、全職員で七、七三二人減少しています。

職種で見ると、行政職が五、三〇三人（三・六％）の減少、医療職が九八人（三・五％）の増加などとなっています（第1図）。

#### イ 年齢構成

令和三年四月の行政職（一）の平均年齢は四三・〇歳、全職員の平均年齢は四二・七歳で、いずれも、前年より〇・二歳低くなっています（第2図）。

なお、全職員の年齢階層別の人員構成比を平成二三年四月と比較してみると、三〇歳台の職員の比率が大幅に減少する一方、四〇歳台後半から五〇歳台の職員の比率が増加しています（第3図）。

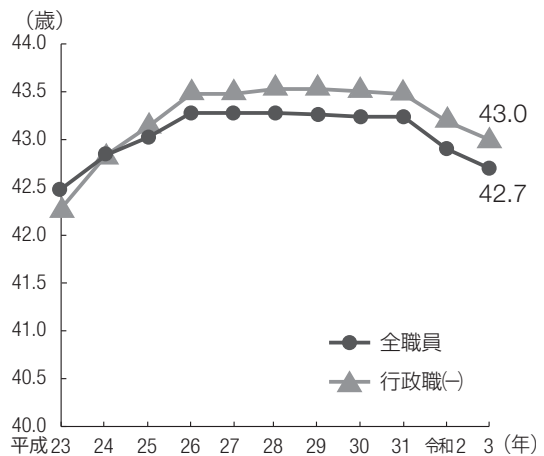
#### ウ 学歴構成

全職員の最終学歴別構成は、大学卒（大学院修了を含む。以下同じ。）が五五・四％、短大卒が一四・三％、高校卒が三〇・二％、中学卒が〇・一％となっています。

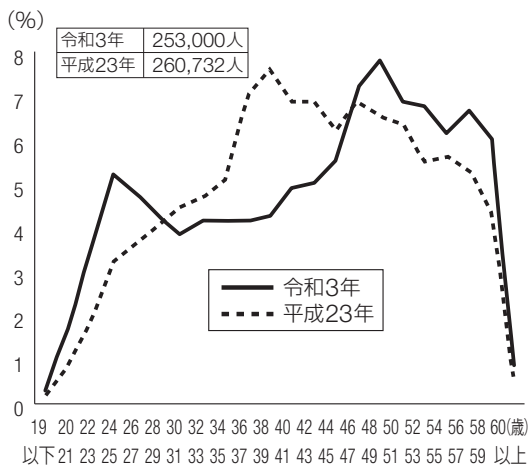
構成比を平成二三年四月と比較してみると、高校卒の割合が三七・〇％であったものが、令和三年には三〇・二％となった一方、大学卒の割合が四九・〇％であったものが、令和三年には五五・四％となっています。

この傾向は、行政職（一）についても同様で、高校卒の割合が平成二三年において三四・六％であったものが、令和三年には二六・九％、大学卒の割合が平成二三

第2図 平均年齢の推移



第3図 年齢階層別人員構成比（全職員）



年において五二・六%であったものが、令和三年には六〇・四%となっています(第4図)。

(二) 職員の給与

ア 平均給与月額

民間給与との比較に用いる行政職(一)の令和三年四月一日における平均給与月額(俸給、地域手当、広域異動手当、俸給の特別調整額、扶養手当、住居手当、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特勤勤務手当等の合計)は四〇七、一五三円であり、前年に比べ一、七一五円減となっています。また、全職員の平均給与月額は四一四、七二九円であり、前年に比べ一、四七四円減となっています(第1表)。

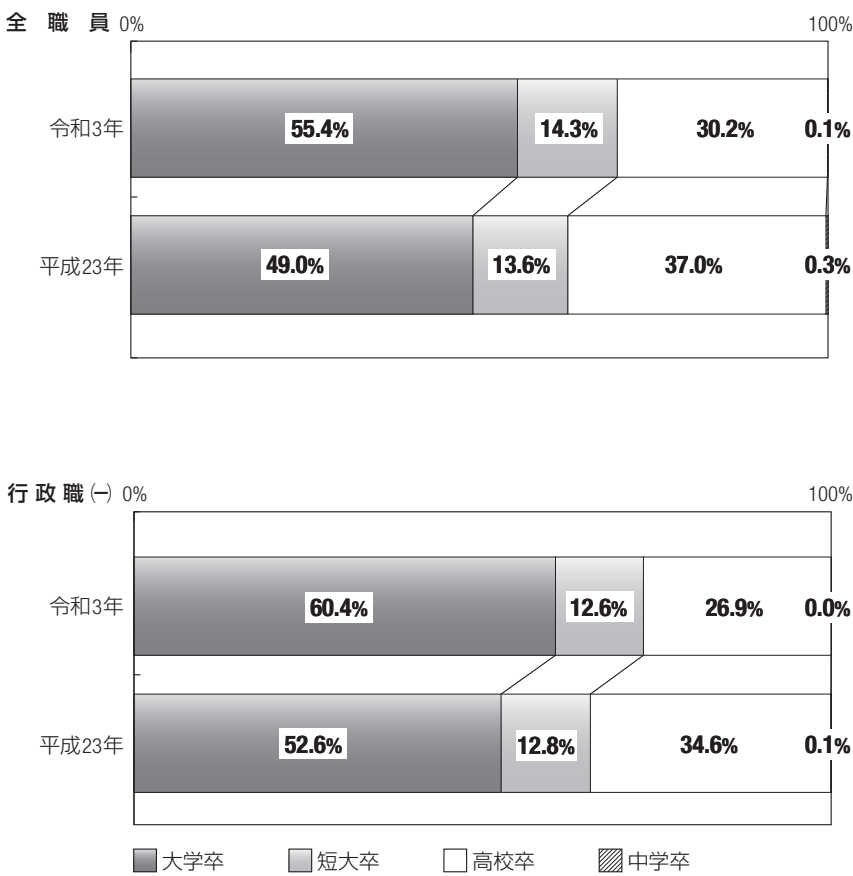
なお、行政職(一)について、平均給与月額を組織区分別に見ると、本府省四五〇、〇七一円、管区機関四〇七、八九四円、府県単位機関三九二、三〇九円、その他の地方支分部局三八一、六八六円、施設等機関等三五〇、三四〇円となっています。

イ 俸給(俸給の調整額を含む)

俸給は、いわゆる基本給で、その平均月額は、行政職(一)で三二五、八二七円、全職員で三三六、三三三円となっています。

若年層職員の増加による平均年齢の低下等により、前年と比べ、行政職(一)で一、七三七円減、全職員で一、四五五円減となっています。

第4図 最終学歴別人員構成比



(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。  
2 構成比は、各学歴ごとに四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

第1表 平均給与月額

給与種目	区分	行政職(一)適用職員		全職員	
		令和3年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和2年4月
		円	円	円	円
俸給		325,827	327,564	336,333	337,788
地域手当等		43,601	43,534	43,124	43,093
俸給の特別調整額		12,681	12,530	11,979	11,871
扶養手当		9,273	9,613	9,622	9,931
住居手当		6,647	6,427	6,142	5,920
その他		9,124	9,200	7,529	7,600
合計 (平均給与月額)		407,153	408,868	414,729	416,203

(注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。  
 2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。  
 3 その他は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

第2表 主な手当別受給者数、受給者割合及び受給者平均手当月額

全職員：253,000人

手当	区分	受給者数	受給者割合	受給者平均手当月額
		人	%	円
扶養手当		121,384	48.0	20,054
住居手当		61,081	24.1	25,441
単身赴任手当		19,215	7.6	46,323
地域手当		205,709	81.3	49,625
広域異動手当		34,802	13.8	20,170
特地勤務手当 (特地勤務手当に準ずる手当を含む。)		2,597	1.0	43,476
寒冷地手当		25,733	10.2	6,735
俸給の特別調整額		43,653	17.3	69,426
本府省業務調整手当		38,449	15.2	23,972
初任給調整手当		792	0.3	152,421
通勤手当		204,071	80.7	14,182

(注) 1 地域手当受給者には、異動保障等により支給される者を含む。  
 2 受給者割合とは、受給者数を全職員数で除したものである。  
 3 寒冷地手当の受給者平均手当月額は、支給期間(11月～3月)における受給総額を12月で除した1月当たりの額である。

ウ 諸手当

職員に支給される主な手当の受給状況は、次のとおりとなっています(第2表)。

(ア) 扶養手当

扶養手当は、扶養親族を有する職員に支給される手当で、受給者は全職員の四八・〇%に当たる一二一、三八四人であり、前年と比べ三、六六三人減となっています。

受給者の平均手当月額(以下「受給者平均手当月額」という。)は二〇、〇五四円で、前年に比べ四九円(〇・二%)減となっています。

扶養親族の種類別の受給者数を見ると、扶養親族である配偶者を有する者は七七、一一八人、扶養親族である

第3表 扶養手当受給者数

受給者数	うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である 子を有する者	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
人 121,384	人 77,118	人 94,195	人 5,160

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第4表 住居の種類別職員割合

公務員宿舎	自 宅	借家・借間	その他
% 29.4	% 45.6	% 24.8	% 0.1

(注) 職員割合は、各種類ごとに四捨五入しているため、合計が100.0%にならない。

子を有する者は九四、一九五人、配偶者・子以外の扶養親族を有する者は五、一六〇人となっています(第3表)。

(イ) 住居手当

住居手当は、借家・借間に居住し、一定額を超える家賃・間代を支払っている職員に支給される手当で、受給者は全職員の二四・一%に当たる六一、〇八一人であり、前年と比べ一、九八六人増となっています。

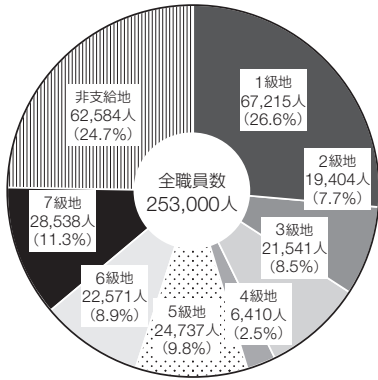
受給者平均手当月額額は二五、四四一円で、前年と比べ八一円増となっています。

なお、職員の住居について、その種類の割合を見ると、公務員宿舎二九・四%、自宅四五・六%、借家・借間二四・八%、その他〇・一%となっています(第4表)。

(ウ) 地域手当

地域手当は、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために支給される手当で、全職員の八一・三%に当たる二〇五、七〇九人(異動保障等による

第5図 地域手当支給区分別職員数



級地	主な支給地域	支給割合
1級地	東京都特別区	20/100
2級地	大阪市、横浜市	16/100
3級地	さいたま市、千葉市、名古屋市	15/100
4級地	神戸市	12/100
5級地	水戸市、天津市、京都市、奈良市、広島市、福岡市	10/100
6級地	仙台市、宇都宮市、甲府市、岐阜市、静岡市、津市、和歌山市、高松市	6/100
7級地	札幌市、前橋市、新潟市、富山市、金沢市、福井市、長野市、岡山市、徳島市、長崎市	3/100

(注) 支給割合は、給与法第11条の3第2項に定められている割合である。

- (オ) 俸給の特別調整額  
俸給の特別調整額は、管理又は監督の地位にある職員に支給される手当（いわゆる管理職手当）で、全職員の一七・三％に当たる四三、六五三人が受給しています。  
受給者平均手当月額は六九、四二六円です。
- (エ) 広域異動手当  
広域異動手当は、広域異動を行った職員に支給される手当で、全職員の一三・八％に当たる三四、八〇二人が受給しています。  
受給者平均手当月額は二〇、一七〇円です。前年と比べ二九円（〇・一％）減となっています。
- 受給者を含む。が受給しています。  
受給者平均手当月額は四九、六二五円です。前年と比べ二七円（〇・一％）減となっています。  
なお、地域手当支給区分別の職員数の割合は、一級地二六・六％、二級地七・七％、三級地八・五％、四級地二・五％、五級地九・八％、六級地八・九％、七級地一一・三％、非支給地二四・七％となっています（第5図）。

第5表 俸給の特別調整額の支給区分別受給者数及び受給者割合

機関等	区分	一種	二種	三種	四種	五種	受給者計
本府省		課長	室長				
管区機関		機関の長	部長		課長		
府県単位数機関			機関の長	部長	課長		
その他の地方支分部局					機関の長	課長	
受給者数 (受給者割合)		3,134 (1.2%)	4,513 (1.8%)	6,545 (2.6%)	17,686 (7.0%)	11,775 (4.7%)	43,653 (17.3%)

(注) 受給者割合とは、受給者数を全職員数で除したものである。



円で、前年と比べ五九円（〇・一％）増となっています。

また、全職員に対する俸給の特別調整額受給者の割合を支給区別に見ると、一種（本府省課長、管区機関の長等）一・二％、二種（本府省室長、管区機関部長等）一・八％、三種（府県単位機関部長等）二・六％、四種（管区機関課長等）七・〇％、五種（その他の地方支分部局課長等）四・七％となっています（第5表）。

(カ) 本府省業務調整手当

本府省業務調整手当は、本府省の業務に従事する行政職(一)等の職員（俸給の特別調整額が支給される職員を除く。）に支給される手当で、全職員の一五・二％に当たる三八、四四九人が受給しています。

受給者平均手当月額は二三、九七二円で、前年と比べ六五円（〇・三％）減となっています。

(キ) 通勤手当

通勤手当は、通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員及び交通用具を使

第6表 通勤方法別職員割合

通勤手当受給者の通勤方法			通勤手当 非受給者
交通機関等 のみ利用者	交通用具 のみ使用者	交通機関等・交通用具 の併用者	
%	%	%	%
56.4	19.2	5.1	19.3

用することを常例とする職員に支給される手当で、全職員の八〇・七％に当たる二〇四、〇七一人が受給しています。

受給者平均手当月額は一四、一八二円で、前年と比べ六一円（〇・四％）減となっています。なお、通勤手当は、実費弁償的な手当であることから、民間給与との比較を行う平均給与月額には含まれていません。

また、全職員の通勤方法別の割合を見ると、交通機関等のみの利用者が五・四％で全体の約半数を占め、交通用具のみの使用者が一九・二％、交通機関等と交通用具の併用者が五・一％、非受給者が一九・三％となっています（第6表）。



# 職種別民間給与実態調査

## 一 調査の概要

「職種別民間給与実態調査」は、国家公務員法等の規定の趣旨に基づき、国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院、都道府県及び政令指定都市等の各人事委員会が共同して調査を実施しています。

### 約一、八〇〇の事業所を調査

「令和三年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりとなっています。

#### ア 調査期間

令和三年四月二六日から六月二二日  
(五八日間)

#### イ 調査対象事業所

企業規模五〇人以上、かつ、事業所規模五〇人以上の全国の民間事業所約五四、二〇〇(母集団事業所)のうちから、

層化無作為抽出法によって抽出した約一、八〇〇の事業所を対象に調査を実施しました。なお、令和三年調査は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外しました。

産業別、企業規模別調査事業所数は、**第7表**のとおりとなっています。

#### ウ 調査の内容

この調査では、事務・技術関係二三職種の約四三万人及び研究員、教員等三二職種の約二万人について、令和三年四月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査しています。また、民間事業所における令和二年冬と令和三年夏の特別給の状況等を把握するため、令和二年八月から令和三年七月までの直近一年間の支給実績についても調査しています。

第7表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	9,583	1,627	1,179	1,192	3,899	1,686
農業、林業、漁業	28	0	1	0	12	15
鉱業、採石業、建設業	763	106	84	75	259	239
製造業	4,311	558	549	571	1,892	741
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	1,706	338	230	212	646	280
卸売業、小売業	764	98	106	138	325	97
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	365	158	67	40	89	11
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	1,646	369	142	156	676	303

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が218所、調査不能の事業所が2,002所あった。

## 調査完了率

本調査の調査完了率は、民間事業所の皆様のご理解とご協力を得て、八二・七％と非常に高いものとなっております。調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとといえます。

### 調査の見直し

職種別民間給与実態調査の具体的な方法については、民間企業従業員の給与をより広く把握し国家公務員の給与に反映させるため、産業構造や組織形態等の変化も踏まえつつ、必要な見直しを行ってきました。具体的には、平成一八年に調査対象企業規模をそれまでの一〇〇人以上から五〇人以上に引き下げるとともに、比較対象従業員の範囲をスタッフ職に拡大したほか、平成二五年に調査対象産業を全ての産業に拡大し、平成二六年に比較対象従業員に中間職（職責が部長と課長の間、課長と係長の間等に位置付けられる従業員）を追加するなどの見直しを行ってきています。

## 二 調査結果

本調査により把握した民間給与の状況は、次のとおりとなっています。

なお、総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元しています。

### (一) 初任給の状況

企業全体として見た場合に、新規卒卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で四八・一％（前年五一・五％）、高校卒で二九・二％（同三二・八％）となっています。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で二五・三％（同三二・九％）、高校卒で二九・三％（同三七・五％）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で七四・二％（同六六・四％）、高校卒で七〇・〇％（同六二・〇％）となっています。

新卒事務員・技術者計の平均初任給月額を学歴別に見ると、大学院修士課程修了で二三三、〇二二円、大学卒で二〇七、二二五円、高校卒で一六八、九四三円となり、前年に比べそれぞれ三、二九二円（一・四％）、一、六一六円（〇・八％）、一、二二五円（〇・七％）の増となっています（第8表）。

第8表 新卒事務員・技術者計の学歴別平均初任給月額

学歴	項目	平均初任給月額	対前年増減	対前年増減率
		円	円	%
	大学院修士課程修了	233,012	3,292	1.4
	大学卒	207,215	1,616	0.8
	高校卒	168,943	1,225	0.7

(注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第9表 職種別平均支給額等

職種名	項目	平均年齢	平均支給額
		歳	円
事務部長		52.8	707,786
技術部長		52.9	695,176
事務部次長		51.3	632,255
技術部次長		51.5	604,484
事務課長		49.5	594,248
技術課長		49.6	574,081
事務課長代理		45.9	503,066
技術課長代理		46.9	473,691
事務係長		44.4	424,241
技術係長		45.8	425,042
事務主任		41.8	352,518
技術主任		42.9	370,381
事務係員		36.9	296,807
技術係員		35.7	301,395

- (注) 1 平均支給額は、令和3年4月分のきまって支給する給与総額（平均）から時間外手当額（平均）を差し引いた額である。  
 2 部次長には中間職（部長－課長間）を、課長代理には中間職（課長－係長間）を、主任には中間職（係長－係員間）を含む。

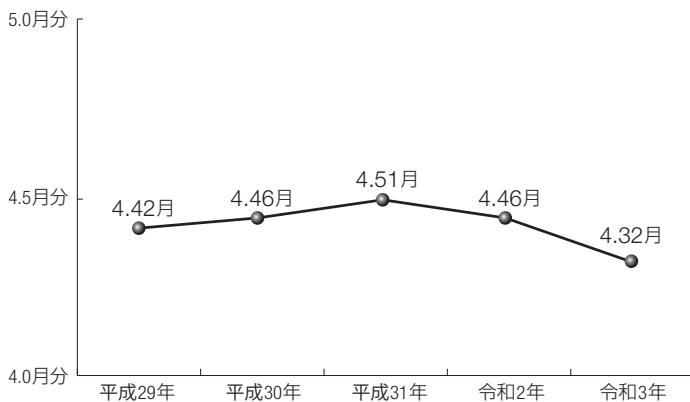
(二) 職種別給与月額状況

この調査では、前述のとおり、事務部長、同課長、同係長、技術部長、同課長、同係長など職種別に、令和三年四月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を調査しています。  
 事務・技術関係職種における職種別

(三) 賞与等の状況

（支店長及び工場長を除く）の平均支給額は、第9表のとおりとなっています。  
 なお、初任給関係以外の調査対象従業員の推定数は約三六〇万人となっています。  
 令和二年八月から令和三年七月までの一年間において、民間事業所で支払われ

第6図 特別給の年間支給月数の推移



た特別給は、年間で所定内給与月額の四・三二月分に相当（上半期・下半期別に特別給の支給額を平均所定内給与月額で除して算出）しています。なお、特別給の年間支給月数の推移は、第6図のとおりとなっています。  
 また、令和二年冬季賞与における考課査定分の賞与全体に占める割合は、係員で四七・四％（前年四八・二％）、課長

第10表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

係員		課長級		部長級（非役員）	
一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
52.6	47.4	48.8	51.2	47.5	52.5

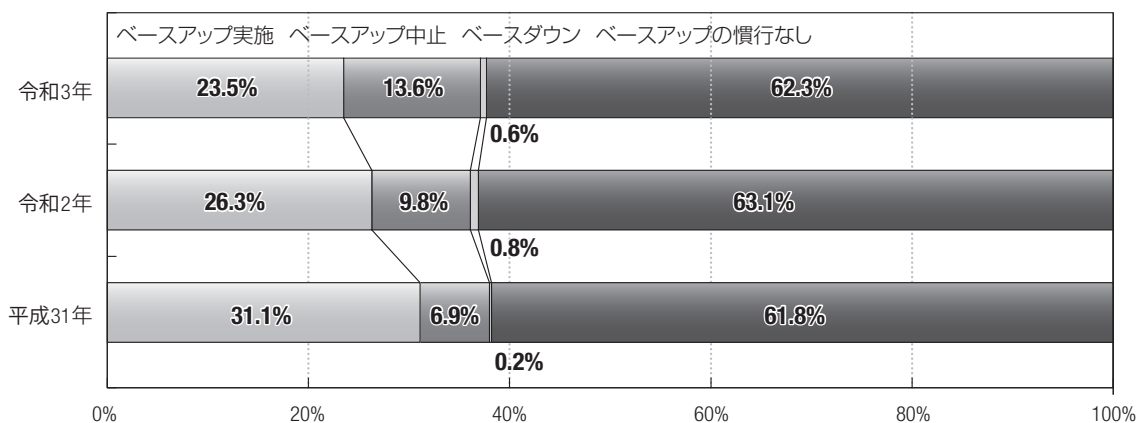
(四) 給与改定の状況

級で五一・二%（同五一・七%）、部長級（非役員）で五一・五%（同五一・九%）となっています（第10表）。

第7図に示すとおり、民間の事業所においては、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は二三・五%（前年二六・三%）、ベースアップを中止した事業所の割合は一三・六%（同九・八%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は〇・六%（同〇・八%）となっています。

また、第11表に示すとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は八二・一%（前年八二・五%）となっています。昇給額については、前年に比べて増額となっている事業所の割合は二二・五%（同二三・一%）、減額となっている事業所の割合は八・四%（同二二・七%）となっています。

第7図 給与改定の状況の推移（係員）



第11表 定期昇給の実施状況の推移（係員）

年	項目 定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
令和3年	85.2	82.1	22.5	8.4	51.3	3.0	14.8
令和2年	86.5	82.5	23.1	12.7	46.7	4.0	13.5
平成31年	90.4	89.4	27.0	5.7	56.7	1.0	9.6

(五) 在宅勤務手当の支給状況

第12表に示すとおり、在宅勤務を実施している事業所の割合は四九・八%となっており、在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給する事業所の割合は二三・一%となっています。また、在宅勤務手当を支給しない事業所のうち、在宅勤務手当の支給を検討している事業所の割合は一九・九%となっています。

「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果については、人事院ホームページ (<https://www.jinji.go.jp/>) に掲載されています。

第12表 在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	在宅勤務手当を支給しない事業所		在宅勤務を 実施していない
			支給を 検討している	支給を 検討していない	
49.8	(23.1)	(76.9)	[19.9]	[80.1]	50.2

(注) 1 ( ) 内は、在宅勤務を実施している事業所数を100とした割合である。  
2 [ ] 内は、在宅勤務手当を支給しない事業所数を100とした割合である。